(参考様式2)

清須市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱第２条第２項の規定に該当しない旨の誓約書

　　　　年　　月　　日

(あて先)清須市長

申請者　所在地

名称

代表者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　当法人は、下記に掲げる清須市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱第２条第２項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【清須市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱第２条第２項各号の規定】  （一部要約）  (１)　申請者が、法人でないとき。  (２)　申請者の役員又はその事業所を管理する者(以下「役員等」という。)のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者があるとき。  (３)　役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第３項第５号の規定に該当する者があるとき。  (４)　申請者が、第６条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。  (５)　申請者が、障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合に、その指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。  (６)　申請者が、登録申請前５年以内に障害福祉サービス事業又は地域生活支援　給付事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  (７)　役員等のうちに、前３号に該当する事業者の役員等であった者が含まれるとき。  【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第３項第５号の規定】  申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。  　　（※）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法 |